

1973 (毎月1回行)

12月号

(村の面積)

332,60 km²

発行所 福井県大野郡和泉村



(昭和48年11月1日現在)

村の人口

総人口 2,200人

男女 生亡入出

出死転転

世帯数 600世帯

村長選挙・村議会議員補欠選挙

投票日は12月23日

12月16日 告示 12月17日 午後5時 立候補締切り

投票は、白色の用紙で村長選挙を済ませてから
赤の用紙で村議会議員補欠選挙を……

村長退職に伴う「和泉村長選挙」および「和泉村議会議員補欠選挙」は、十二月二十三日に執行することになりました。

選挙期日の告示は十二月十六日立候補締切りは十二月十七日午後五時。投票は、朝日小学校ほか四か所で行われ、午後八時から朝日小学校で即日開票します。

主な選挙事務日程は次のとおりです。

選挙事務日程	十二月十日（月）午後二時	十二月十一日（火）午前九時	十九日（水）午前九時
立候補予定者説明会（役場三階和室会議室）	選挙人名簿選挙時登録日	投票記載所の氏名等の掲示順序決定のくじ	不在者投票受付開始
十三日（木）	選挙人名簿選挙時登録基準日	投票所入場券の配付完了	公営施設使用による個人演説会開始
十四日（金）～十五日（土）	選挙人名簿縦覧（二日間）	選挙立会人のくじ	十八日（火）立候補届、推せん届出期限
立候補届出書類事前審査（役場三階選管事務局）	（この日を基準日として登録します。）	二十日（木）時刻 午前九時	十七日（月）
十六日（日）	投票所設置場所から三〇〇m以内	二十一日（金）時刻 午前九時	十八日（火）
選挙期日の告示	選挙会（開票事務を含む）	二十二日（土）時刻 午前九時	十九日（水）
立候補届出、推せん届出受付	場所 朝日小学校	二十三日（日）時刻 午後八時開始	二十日（木）
受付期間 十六日～十七日	投票所設置場所から三〇〇m以内	二十一日（金）時刻 午後八時開始	二十一日（金）
受付時間 午前八時三十分～午後五時	内に選挙事務所閉鎖	二十二日（土）時刻 午後八時開始	二十二日（土）
選挙立会人届出受付（二十日まで）	当選人への当選告知およびその旨告示、当選証書附与	二十三日（日）時刻 午後八時開始	二十三日（日）
選挙事務所設置届出受付開始		二十四日（月）時刻 午後八時開始	二十四日（月）

投票所及び投票所開閉時刻

投票区名	投票所施設名	投票時間
第1投票区	朝日小学校	午前7時～午後6時迄
第2投票区	大納中学校	午前7時～午後5時迄
第3投票区	公民館下山分館	午前7時～午後4時迄
第4投票区	後野道場	午前7時～午後4時迄
第5投票区	朝日小学校 旧前坂冬期分校	午前7時～午後4時迄

投票用紙の色別
白色 村長選挙
赤色 村議会議員補欠選挙



オ3回

いづみ駅伝開催さる

優勝 一般の部 電源チ一合
中学の部 大納中Aチ一合

第三回いづみ駅伝競走大会（体

がいっせいにスタートし沿道には見物人が選手を激励しようと集ま

福井新聞社後援)は、去る十一月十七日、一般五チーム、中学校二チームが参加して、あいにくの雨

り拍手や、かんはれ!! かんはれと盛んな応援にぬきつ、ぬかわの好レースが展開されました。

にみまわれての悪コンデーションにもかかわらず盛大に開催された本大会は、下山谷山橋中竜鉱山事務所（折り返し点）役場前までの全長二〇、一キロメを六区間（一チーム六選手）によってそ

その結果一般では、電源開発チームが中学校では、大納中**A**チームが日頃の鍛錬の成果を発揮し優勝したのをはじめ、三位までトロフィと賞状が手渡された。

一般の部

時から役場前において開会式が行なわれ、村長杯、議長杯、教育委員長杯が大会長に贈呈され、力強い選手宣誓のあと、第一回間走者



一区 鎌倉隆幸	二区 栗島敏	三区 折戸保
五区 矢島和夫		
高松一郎(以上電源開発チーム)		
四区 東治義(雪友会チーム)		
一区 林義之 二区 長谷川和司		
三区 池田和久 四区 小宮山利彦		
五区 谷口晴男 六区 松田文彦		

区間賞【一般の部】

次勝	三位	次勝
優勝	雪友会チーム（一時間二 九分四八秒）	陸友会チーム（一時間一 一分五〇秒）
次勝	大納中Aチーム（一時間 一二分〇九秒）	大納中Bチーム（一時間
次勝	中学の部	次勝

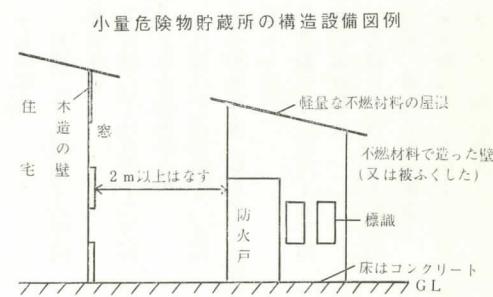
一船の部

その結果一般では、電源開発チームが中学校では、大納中Aチームが日頃の鍛錬の成果を發揮し優勝したのをはじめ、三位までトロフィーと賞状が手渡されました。

灯油の貯蔵取扱いについて

暖房用白灯油が必要な季節になりました。最近、諸物価の値上がりと共に石油製品の品不足等が叫ばれ、灯油等の買込みが多く見受けられますが、一般家庭の灯油類貯蔵取扱いについては、消防法及び大野地区消防組合火災予防条例で次のように規制されています

灯油を建物内に貯蔵する量が、一〇〇ℓ以上～五〇〇ℓ迄の場合は火災予防条例により届け出で、



「消防器の設置場所」

よく見えるところ

消火器の設置場所は誰にでもすぐ目につくところで、すぐ取れる

におきましょう。

おかない

所はさける

にして、もとの位置に早く戻しておく。

人のうごき

後小朝福川
松朝日市合
野市日

源泉還付申告書は一月中に

大野税務署では、二月、三月は申告所得税確定申告時期で大変混雑するため、納税証明の請求は二月中旬までに、源泉還付申告書の提出は一月中にしていただき、なるべくこの期間をさけて下さるよう望んでいます。

い　す　み

「いつでもどくでも人間尊重」

人権週間（十二月四日～十日）始まる

今年もまたこの十二月四日から一週間「人権週間」が行なわれます。この人権週間は、今から二十五年前の昭和二十三年十二月十日に、国際連合総会で人間の理想である「世界人権宣言」が定められたを記念して全国一斉に行なわれる国民の人権を大切にする運動の週間です。

ところで、日ごろ私達は、毎日公害や交通事故、その他いろいろの災害などでいつその生命や身体が損なわれるか分らない危険にさらされ、不安な日々を送っております。このように、私達が安心して生活ができない原因を考えてみると、それには色々な理由がありますが、しかし、その根本的原因は世間一般が人間の生命や身体を大切にするということを充分考へないところから起こることが多いのではないかと思ひます。

そこで、この人権週間中、県下では法務局や人権擁護委員が中心となり、とくに人間の身体や生命を尊重することを第一とするよう各地で講演会や座談会人権相談所などを開き、いろいろ人権を守る運動を行なわれます。

私達も進んでこの運動に参加し、この際お互いに私たち人間の生命や身体の尊さについてもっとよく

考え、みんながお互いの命を大切にし合って、こうした不幸や災害などをできるだけ少なくしたいものと思います。そして、この世の中をもう少し安心して住みよく暮らしやすいものにするため、みんなで気を付けあって明るい村づくりに努めましょう。

当村の人権擁護委員は次の方々

ですので、お気軽に相談下さい。

谷口市松 上大納二〇一一

桜川栄太郎 朝日一七一四ノ二

新井千代子 川合一六一一三

社会保険庁長官より表彰

去る十一月十二日開催の福井県

国民年金推進大会の席で本村は國

民年金事業が優良市町村として、

社会保険庁長官より表彰状が贈ら

れました、これは日頃國民年金委

員の方々が年金事業の推進に対し

て積極的な努力と被保険者の協力

によるもので深く感謝いたします。

また、同席で優良國民年金委員

として県知事より三島一氏（後野）

に感謝状が贈られました。

同氏は地域住民に対し、制度の

周知および指導、さらには附加年

金の加入促進のため、戸別指導す

るなど同部落の附加年金加入率は

百%と成果があらわれています。

▽スライド制の導入

▽障害福祉年金
○月額五千円→七千五百円
▽母子、準母子福祉年金
○月額四千三百円→六千五百円

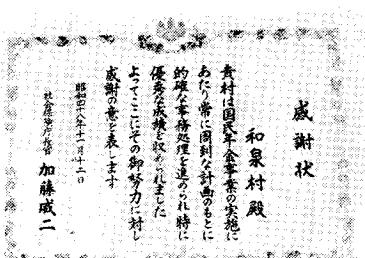
▽障害福祉年金
○月額八千八百円→一万円
▽母子年金遺児年金等
○月額二千五百円→八千円
▽障害年金
○月額五千円→一万二千五百円
○五年年金
月額二千五百円→八千円
○十年年金
月額五千円→一万二千五百円
○保険料 昭和四十五年六月か
らの五年間にについて月額九百
円の保険料を納付する。
○年金額 月額八千円
▽保險料の改定（昭和四十九年一
月から実施）
○定額五百五十円→九百円
○附加年金月額三百五十円→四
百円
○月額三千三百円→五千円
○五年年金月額七百円→九百円
▽死亡一時金
○月額五千円→七千五百円
▽保険料納付済期間

▽月額四千三百円→六千五百円

▽スライド制の導入

感謝狀

和泉村殿



国民年金、厚生年金に、自動スライド制を導入し、全国消費物価指数が5%をこえて変動すれば、その率で年金額を改定する

▽「年金の谷間」対策（昭和四十九年一月から支給）
年金の谷間にある六十七才から六十九才の人（明治三十九年四月以前に生れた人で、老令年金を受けっていない）者に老令特別給付金が支給されます

▽五年年金の加入の再開
国民年金の、任意加入の年令届（明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日までに生れた人）で十年年金や五年年金に加入しなかつた人について、五年年金に加入の途を開く
○加入申出期間 本年十月から明年三月まで市町村役場で受け付けられます。

▽五年年金月額八千円

▽スライド制の導入

▽国民年金保険料の追納
保険料を滞納している人等が過去の未納期間の保険料を追納できるよう特例措置を講じる。

▽個人住宅資金貸付の実施

国民年金の加入者に対し住宅の建設、又は購入に必要な資金を五〇万円まで貸付ける。

▽その他、詳しい事は住民課へ

全戸加入している
美浜町体育協会

村体育指導委員会

十月二十五日村体育指導委員（河口孝次委員長）一行五名は、上中町体育館と地区運動広場を見学し、さらに、美浜町教委を訪問、松井体育指導委員から指導の実際について研修してきました。

上中町体育館は、小高い丘にあって町を一望できる極めて環境のよいところに総工費一億二千万円をかけて昨年完成したもので、バレーコート二面がどれ、二階には、八〇〇人収容できる観客席放送室、会議室もあります。

完成後一年足らずですが、連日スポーツ活動、会合、あるいは行事に使用され喜ばれております。また、各区ごとに作られている運動広場は、バレー・ボール、地区運動会、レクリエーションなど、活発に利用されておりました。



投票日が駄目なら

不在者投票を

貴い一票を大切に

不在者投票は、投票日に一定の事由によって投票所におもむき投票することのできない人の為に、選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることができる制度です。

不在者投票の手続き

不在者投票のできる期間
不在投票は、選挙期日の告示の日から投票日の前日まで、日曜祭日をとわず、毎日午前八時三十分から午後五時まで行なうことができます。例えば、十二月二十三日執行の村長選挙および村議会議員の補欠選挙における不在者投票のできる期間は、

十二月十六日から十二月二十二日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

不在者投票の方法は

(1) 和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選管の書記が待機しておりますから不在者投票を行なう旨お知らせ下さい。

(2) 和泉村以外の市町村に滞在されている選挙人から不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人にて投票用紙と投票手続きの注意書など同封の上送付いたしますので、送付されましたら、すぐ滞在地の役場内にある選管に、郵送書類を提示下さい。（同封の注意書をよくごらん下さい。せつかくの投票が無駄になることがあります）

(3) 指定病院等に入院されている選挙人が、不在者投票を希望する場合には、入院中の病院にその旨申し出て下さい。院長が手続きをしてくれます。



陣中見舞・当選祝はやめましょう

■ 不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに手続きください。なおこのほかお知りになりたい方は、委員会におたずねください。

登録基準日は12月13日

名簿縦覧は14日～15日の二日間

今回の村長選挙および村議会議員補欠選挙における選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の日などは、次のとおりです。

1、期日 十二月十三日
2、基準日 十二月十三日

3、名簿縦覧期間

十二月十四日から十五日まで

4、同場所 和泉村役場
5、登録の要件

イ、日本国民であること。
ロ、年令満二十才以上の者であること。

ハ、和泉村の区域内に住所を有する者であること。

二、和泉村の住民票が作成された日（転入届をした者についてはその届出の日）から引き続き三ヶ月以上和泉村の住民基本台帳に登録されている者であること。この登録要件を今回の選挙にてはめてみると、次のとおり。

注 反対に基準日（十二月十三日）には、住所要件が満されないが、選挙期日（十二月二十三日）までには、住所要件を満たしてれば有資格者として登録されます。十二月十三日の基準日までに、三ヵ月以上の住所要件を満たしている者で、同日に満二十才に達していない者でも、十二月二十三日の選挙期日までに満二十才に達するには、住所要件が満されないが、選挙期日（十二月二十三日）までには、住所要件を満たしてれば有資格者として登録されます。十二月十三日は登録されません。

四つの誓い

- (1) 非民主的な方法による地区推せんはやめる。
- (2) 買収、供応を追放する。
- (3) 陣中見舞はおこらない。
- (4) 張り番はやめる。

三ない運動

- (1) おくらない。
- (2) もらわない。
- (3) もとめない。

選挙の三原則

- (1) 選挙は平等である。
- (2) 投票は自由である。
- (3) 選挙は公正である。

選挙運動 できないこと

私達の手で選挙違反を追放しましょう

できること

◎事前運動
選挙がいつあるのか、告示されないときから近く予想される選挙に備え、実質上、選挙運動を開始することはよく聞く例ですがこれは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。



「この一票だけは
夫にしたいがうまい

◎ポスター、看板等
ポスター、立札、看板は、その枚数や大きさ等に制限があり、また選挙運動用ポスターは検印がしきなければなりません。違反しているポスターや看板等を見つけた場合は選挙管理委員会か警察にご連絡ください。

制限される選挙運動

◎公務員の地位利用による選挙運動

國や、地方公共団体の公務員、あるいは公社公團の役職員は、その地位を利用して選挙運動することはできません。



◎選挙公営について

選挙公営といつて衆議院議員、参議院（地方区）議員、知事の選挙においては、選挙管理委員会が立会演説会を開いたり、選挙公報を発行したり、政見放送を行なったりして、金のかからない選挙ができるよう配慮されています。



選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。

本来選挙運動は自由に行なわれるのが一番良いのですが、これを野放しにすると金や地位のある特定の候補者が有利となり真に私たちを代表する立派な人を擧ぶことができなくなるおそれがあるので運動はすべて公平に行なえるよう一定の制限が設けられています。

◎「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。
(1) 街頭で演説すること。
(2) 新聞広告を出すこと。
(3) 自動車に乗ってよろしくお願ひしますといつて連呼してあらすこと。
(4) 個人演説会を開くこと等が認められています。

◎挨拶行為 特定の候補者に投票して下さいとか、しないで下さないと頼むために戸別訪問をすることはできません。

◎戸別訪問
自動車を連ね、あるいは隊列を組んで気勢を張る行為はみとめられません。

◎気勢を張る行為

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることはできません。
ただ、湯茶接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供はみとめられています。

◎自由に行なえる選挙運動 ◎電話を利用して投票を依頼すること、



おくらない
もらわない
もとめない



の休憩時間等に演説すること。